

第 27 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和元年 1 月 1 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 92 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
5、事務局	事務局長兼課長 高 木 雅 春 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂 太 郎
6、会議録署名者	1 番 亀井和紀 委員 2 番 須田ひろ子 委員
7、欠席委員	5 番 青木友誉 委員
議 長	ただ今の出席委員は 13 名で定数に達していますので、これより第 27 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、5 番 青木友誉委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録 署名者に、1 番 亀井和紀委員、2 番 須田ひろ子委員を指名します。 それでは、議第 92 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見についてを議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案について、12 番 山口由美子委員、説明願います。
12 番山口委員	12 番山口です。1 号事案の説明をします。 資料 5-1 をご覧ください。 申請地は県道、井尻・八百津線の東です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、耕作地である申請地を譲り受け、太陽光パネル設置用地として有効利用できればと思い転用許可の申請をするものです。 譲渡人は譲受人の申し出に応じるものです。 パネルは 288 枚です。全面防草シート張りでフェンスで囲みます。雨水は自然浸透です。過剰に発生した場合は排水口より排水するとのことです。

	<p>資金調達は全額自己資金で行います。</p> <p>工事計画・配置図・委任状・誓約書・始末書・通帳の写し・隣地承諾書・再生可能エネルギー発電事業計画の認定・中部電力の接続契約書を確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要は、東側は田・水路、西側は道路、南側及び北側は田になっています。10月24日に現地確認を行いました。</p> <p>工事中、工事後においては、周辺農地及び住民に迷惑をかけないよう十分留意し、万が一事故が起きたときは当方において責任をもって解決しますとのことです。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないかと思えます。皆様の審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>山口委員からの説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p> <p>また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に基づく届出が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、3番 奥村清治委員 説明願います。</p>
3番奥村委員	<p>3番の奥村です。</p> <p>資料の5-2をご覧ください。</p> <p>申請地は上之郷公民館より北東へ約300m程の所です。</p> <p>転用目的は資材置場となっております。</p> <p>権利を移転しようとする事由の詳細は、譲受人は建設業関係の事業を10以上行っているため、資材置場が不足し困窮しているところ、申請地は本社の隣接地にあるため非常に便利であることから、申請地を購入したく、譲渡人に話をもちかけたところ、話ができたということです。譲渡人も高齢者となり、耕作が困難であるため売却するとのことです。</p> <p>申請地は地目が畑となっておりますが実際は竹林です。</p> <p>資金調達については土地代が188,800円です。伐採、抜根、造成は譲受人が行います。そのための雑費として200,000円で合計</p>

	<p>388,800円を自己資金で実施されるということです。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要は、西・東・北は譲受人の土地であるということです。東側は赤道になっております。そのような状態でありますので被害はないと思いますが十分注意をし、被害があった場合は申請人で処理するという事です。雨水は自然浸透です。</p> <p>竹林になっていることに対する始末書が添付されております。会社の定款・委任状・誓約書などが添付されております。申請内容に問題はないかと思いますが皆様の審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>奥村委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、上之郷公民館から概ね 500m以内に位置する農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案は適当と認め進達します。</p>
1番亀井委員	<p>次に3号事案について、1番 亀井和紀委員 説明願います。</p> <p>1番委員、亀井です。</p> <p>3号事案について説明します。</p> <p>事務局から説明のありました事項は省略します。</p> <p>資料は5-3をご覧ください。</p> <p>本件の一時転用目的は、亜炭鉱跡の充填工事に関して賃借人が工事に伴うプラントヤードとして利用したいとする申請内容です。</p> <p>なお、本件農地の登記名義人は、亡くなられておりますが、相続登記がなされていないため、土地管理者である息子さんが賃貸人として届けられています。</p> <p>申請地は顔戸八幡神社の南方約 50m でゴルフ練習場の隣接地です。申請地の周辺状況は、北側の隣接農地は賃貸人の管理地です。東側と南側がゴルフ練習場、南側の一面に防火用水池があります。西側は町道となっています。</p> <p>一時転用期間は許可後 16 ヶ月間で、予定としては令和3年3月末までです。施設の設置については農地全体に土木シートを敷き、その上に砕石を埋めた上で、地上部は鉄板を敷き詰める形態で計画されています。</p> <p>事業終了後は水田の形状に復元する旨の県知事あて誓約書も添付</p>

	<p>されています。</p> <p>申請地の周囲は、高さ3mの防護柵で囲み、大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害防止施設を施したうえで利用されることとなっています。</p> <p>雨水処理は地下浸透方式の予定で、農業用水路に流出しないよう、水田の排水口を一時的に閉鎖されます。</p> <p>なお、大きな雨が降ることもあり得ますので、敷地周囲に土嚢を設置して、周辺部へ越水させない対策を講ずるほか、万一土砂の流出等で付近に損害を与えたときは補償する旨も誓約書に記載されております。</p> <p>この場所を選定するにあたり、付近で他所の農地所有者にも打診されましたが、結果的にこの場所に決まった模様で、周辺住民に対する充填工事の事前説明会も実施済みとのことです。</p> <p>申請資料には県知事あて誓約書の他、預金残高証明書、会社の事業内容や定款、貸主と借主間の契約書などが添付されておりました。</p> <p>説明は以上です。ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案は適当と認め進達します。</p>
事務局書記	<p>次に4号事案について、事務局より説明願います。</p> <p>4号事案について説明します。本事案は平成30年12月の農業委員会総会で、排水計画が不明確で保留となっていた案件です。その後、令和元年7月に再度審議をしましたが、申請地への乗り入れ部分について同意が取られておらず、事業の実現性に不明な点があったため再度保留となっていた案件です。</p> <p>この度、申請地東側から乗り入れをするための県道管理者の同意が取れたことを確認しましたので、保留となっていた原因は解決されたと判断し、進達できると思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>

事務局次長	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって4号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に5号事案について、10番 鍵谷道隆委員より説明願います。</p>
10番鍵谷委員	<p>10番鍵谷です。5号事案の説明をします。</p> <p>ただいま、事務局から説明されました事については省略します。資料の5-5をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、国道21号線沿い東濃実業高校校門より西に約50m進んだ右側の所です。</p> <p>転用目的は一般個人住宅。権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲渡人は申請地で耕作をしておらず、今後も耕作を行う見込みがないため売却を希望していた。譲受人は現在賃貸住宅に暮らしているが、家族の成長にしたがい手狭になってきたため戸建ての住宅の建設を検討していた。今回双方の間で売買の合意ができたためとなっています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は北側は山林で一体利用地となっています。東側は宅地、南側は登記簿上畑で現状道路、西側は山林・宅地となっています。</p> <p>敷地の造成は道路側を除き周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止します。雨水は自然浸透で処理し、汚水は南側下水道に接続し処理します。</p> <p>添付書類は土地利用配置図、誓約書、銀行の仮審査、委任状については確認しました。</p> <p>転用の目的に関わる施設の概要は10月24日に現地確認により行いました。以上のことから5号事案の申請内容について私は問題がないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>10番鍵谷委員からの説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
7番田中委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
7番田中委員	<p>北側の土地について一体利用地となっていますが詳しく教えて頂けますでしょうか。</p>

10 番鍵谷委員	農地転用は今回申請されている1筆のみですが、面積が小さいため、北側の地目山林となっている土地も合わせて購入し、一体的に住宅敷地として利用するという事です。
7 番田中委員	分かりました。
議 長	他に質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。 以上です。
議 長	採決に入ります。 5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって5号事案は適当と認め進達します。 次に6号事案について、10 番 鍵谷道隆委員より説明願います。
10 番鍵谷委員	10 番鍵谷です。6号事案の説明をします。 ただいま事務局から説明されました事については省略します。 資料5-6をご覧ください。 申請地の場所は国道21号線沿いセブンイレブン伏見店南側の所です。 転用の目的は貸資材置場。権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲受人は申請地を譲り受け、貸資材置場敷地として利用したい。譲渡人は譲受人からの申し出を受けて承諾した。 転用によって生ずる付近の土地の概要は北側は譲渡人所有の田、東側は御嵩町所有の畑、西側は宅地、南側は水路となっています。敷地の造成は東側・南側はコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止します。雨水は自然浸透。万が一問題が生じた場合は申請人において解決するとのことです。 添付書類は土地利用計画図、資金証明、誓約書、履歴事項全部証明書、土地賃貸借契約書、委任状については確認しました。 転用の目的に関わる施設の概要は10月24日に現地確認により行いました。 以上のことから6号事案の申請内容については、現地確認時に出ていた進入路の問題、可児土地改良区意見書の提出があれば私は問題がないと思います。 皆様の審議をお願いします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。

3 番奥村委員	貸資材置場となっておりますが借り手はもう決まっているということでしょうか。
10 番鍵谷委員	借り手については契約が済んでおりもう決まっているとのことです。月 100,000 円の賃料で貸し出すとのことです。
3 番奥村委員	分かりました。
議 長	事務局から説明をお願いします。
事務局書記	はい。先ほど鍵谷委員から指摘がありました事項について説明します。 本申請は北側から進入するという計画になっております。 申請地北側に譲渡人所有の地目田となっている筆が 2 筆ありますが、過去に農地転用申請が提出されていることを確認しております。こちらの土地については譲渡人が所有者となっておりまして、申請地を使っただけのためにも無償で貸し出し、転用後も無償で継続して利用されることを承諾していると確認しております。 さらに北側に町の水路敷が 2 筆あります。こちらにつきましては町建設課と協議済みで水路占用を提出するというを確認しております。協議をしていることは建設課にも確認を取っておりますので水路占用については問題なく提出されると考えております。 もう 1 点、可児土地改良区の意見書について、現在私の手元にはまだ届いておりませんが、南側の水路のへりの部分にコンクリート施工すること、雨水は水路に排水しないという条件のもと、意見書としては整っているということを可児土地改良区に確認しております。 以上から審議について不明となっていた点は解消されていると思われまます。 よろしくをお願いします。
議 長	鍵谷委員、現在の説明でよろしいでしょうか。
10 番鍵谷委員	はい。
議 長	ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められているため、第 3 種農地に位置付けられます。 以上です。
議 長	採決に入ります。

議 長	<p>6号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって6号事案は適当と認め進達します。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10時10分終了</p>
-----	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

1 番

2 番
